

公益社団法人川崎西法人会 役員定数内規

第 1 条 この規程は、公益社団法人川崎西法人会（以下「本会」という。）の定款第 14 条（第 19 条）を基本に役員選任に関しあらかじめその候補者数を確定し選考することを目的に定める。

第 2 条 役員定数は定款第 4 章（第 5 章）に定める定数を定めて各ブロックに配分する。

第 3 条 役員候補者選考に関する基本事項等により選考する。

第 4 条 ブロック選考の役員分配については、＜別表＞のように配分する。

第 5 条 この規定を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規定は、平成 24 年 9 月 26 日から施行する。

2. 平成 25 年 4 月 1 日から一部改正施行する。（組織変更）

＜別 表＞

条件：役員総数 38 名（常任理事・理事）

各ブロックの基準役員数 3 名（副会長・ブロック長・ブロック長代理）

5 ブロック×3 名＝15 名＋1 名（会長）＝16 名

38－16＝22 名－4 名（青年部会・女性部会）＝18 名

この 18 名の役員数の配分は下記の式により算出する。

ブロックの会員数÷法人会員総数＝A

A×役員数（18 名）＝配分役員数

例：平成 24 年 7 月末現在の会員数で試算

稲田第一ブロック $359 \div 1,560 = 0.230$

$0.230 \times 18 = 4.14 \dots \dots \dots 4 \text{ 名} + 3 \text{ 名} = 7 \text{ 名}$

稲田第二ブロック $316 \div 1,560 = 0.200$

$0.200 \times 18 = 3.60 \dots \dots \dots 4 \text{ 名} + 3 \text{ 名} = 7 \text{ 名}$

生 田 ブロック $296 \div 1,560 = 0.189$

$0.189 \times 18 = 3.41 \dots \dots \dots 3 \text{ 名} + 3 \text{ 名} = 6 \text{ 名}$

麻生東ブロック $148 \div 1,560 = 0.090$
 $0.090 \times 18 = 1.70 \dots \dots \dots 2 \text{名} + 3 \text{名} = 5 \text{名}$

柿生ブロック $421 \div 1,560 = 0.269$
 $0.269 \times 18 = 4.85 \dots \dots \dots 5 \text{名} + 3 \text{名} = 8 \text{名}$

合計：33名（5ブロック計） + 5名（会長1・青年部会2・女性部会2） = 38名